

令和7年度 いじめ防止基本方針



山武市立山武北小学校

I いじめ防止基本方針の策定について

いじめは、いじめを受けた児童の基本的な人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体又は財産に重大な危険を生じさせる恐れがある重大かつ深刻な人権問題である。また、いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に無関係ですむ児童はいない。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、また、上記の基本認識に立ち、本校の児童が「いじめのない明るく楽しい充実した学校生活」を送ることができるように、本校「いじめ防止基本方針」を策定する。

II いじめの基本認識といじめに対する本校の基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（いじめ防止対策推進法第2条より）

2 いじめの構造

- （被害者）いじめを受けている児童
- （加害者）いじめている児童
- （観衆）周りではやしたてたり、面白がったりして見ている児童
 - ・・・いじめを積極的に是認している。
- （傍観者）見てみぬふりをする児童
 - ・・・いじめを暗黙的に支持し、いじめを促進する役割を担っている。

いじめは、いじめの加害、被害の二者関係だけではない。観衆や傍観者の立場にいる児童が、いじめの継続や拡大に大きく影響している。

3 いじめの態様

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団から無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

上記の態様の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

4 いじめ防止のための基本方針

- (1) 「いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない」雰囲気づくりをする。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い信念の下、児童・教職員の人権感覚を高め、校内において温かな人間関係を築く。
- (4) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (5) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく保護者・地域・各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。

Ⅲ 学校いじめ防止対策組織について

1 校内組織

- (1) いじめ防止対策委員会
 - ・いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、必要に応じて「いじめ防止対策委員会」を設置、開催する。メンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、心の教室相談員等とする。
- (2) 生徒指導委員会
 - ・月1回、問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解、共通行動について話し合う。
- (3) 職員会議
 - ・生徒指導委員会で話された内容等について、全教職員で共通理解、共通行動を図る。

2 家庭や地域、関係機関と連携した組織

いじめの事実を確認した場合は、市教育委員会に報告するとともに、重大事態発生時の対応等については、法に即して市教育委員会や所轄警察署に指導・助言を求め、学校として組織的に動く。

Ⅳ いじめの未然防止のための取組

- 1 あらゆる教育活動を通して児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気、関係づくりに学校全体で取り組む。
- 2 教師一人一人がわかりやすい授業づくりに取り組み、児童に基礎基本の定着を図るとともに学習活動での達成感、成就感を味わわせ、自己有用感や自尊感情を育むよう努める。

- 「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり」を推進し、校内研修の充実を図る。
 - 朝読書、ドリルタイムの充実を図る。
- 3 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 全学級いじめ防止の啓発授業(道徳)を実施する。(4月)
 - 道徳の授業をはじめ機会あるごとに命の大切さについての指導を行う。(いのちを大切に作るキャンペーンの活用)
 - 道徳授業公開日を設定し、実施する。
 - 異学年交流(新入生歓迎会、縦割り班遊び等)の充実を図る。
 - 農業体験やクラブ活動における地域人材の活用を図る。
 - 部活動や集会活動の充実を図る。
- 4 「いじめは絶対に許されないことである。」という認識を児童が持てるように、教育活動全体を通して指導していく。そして、見て見ぬふりをすることや知らない顔をするこも、「傍観者」としていじめに加担していることを知らせていく。
- 5 いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための活動の充実を図る。
- ・人権教室を実施する。
 - ・人権標語 ・ポスター作成に積極的に参加をする。
- 6 教師の不適切な言動や体罰はいじめを助長することを教職員が正しく認識する。
- 7 学校として特に配慮が必要な児童については、教職員が個々の児童の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・発達障害を含む障害のある児童
 - ・海外から帰国した児童や外国語の児童
 - ・性同一性障害や性的思考・性自認に係る児童

V いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

1 早期発見のために

- (1) 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、児童の小さな変化を見逃さないために、すべての教職員で児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行う。
- (2) おかしいと感じた児童がいる場合は、生徒指導委員会や職員会議、打合せ等におい

て、気付いたことを共有し、全職員で当該児童を見守る。

- (3) 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感を持たせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- (4) 児童が悩みを抱えたり困ったりした際の相談窓口の設定・周知を図り、早期に相談できる状況を整備する。
 - ・相談箱の設置及び活用
児童昇降口脇に設置し、児童にとって相談窓口の一つとしての機能をさせる。
 - ・教育相談室の設置及び活用
西校舎1階に教育相談室を設置し、相談窓口を以下のとおりとし、平素から相談できるようにする。
 - 児童：担任及び養護教諭、心の教室相談員、スクールカウンセラー
 - 保護者：担任及び教頭、スクールカウンセラー
 - 職員：教頭、スクールカウンセラー
 - ・市の心の教室相談員、スクールカウンセラーとの連携（相談室での活動だけでなく積極的に学級に入ってもらい、児童との交流を密にする。）
- (5) 教育相談活動の日常化・充実を図る。
 - ・「いつでも、誰でも、気軽に」相談できる雰囲気づくりに努め、子どもたちの「心の居場所」となる学級、学校づくりを図る。
 - ・相談窓口を児童、保護者に周知する。（4月）
 - ・児童にSOSの出し方教育を実施する。（4月）
 - ・いじめ防止の意識啓発授業を実施する。（4月）
 - ・教育相談週間を年3回（6月・10月・2月）設け、全校で取り組む。
 - ・教育相談アンケート（4月・6月・9月・10月・2月）や学校生活アンケート（1月）を実施する。

2 早期解決のための指導

- (1) いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下すべての職員が対応を協議し、的確な役割分担をして問題の解決にあたる。
- (2) 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめられている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) 観衆や傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめに加担しているのと同様であることを指導する。
- (4) 学校内だけでなく県や市の相談機関、各種団体、専門家と協力して解決にあたる。
- (5) いじめられている児童の心の傷を癒すために、市の心の教室相談員、養護教諭、生徒指導主任、教育相談担当と連携を取りながら指導を行う。

3 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- (1) いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係等についての情報を集約し、指導に活かす。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- (2) 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)」「いのちの電話」や県子どもと親のサポートセンターの「電話相談窓口(24時間対応)」、「子どもの人権110番」、「市のメール相談」等の相談窓口の利用も検討する。

VI いじめを認知した場合の対応

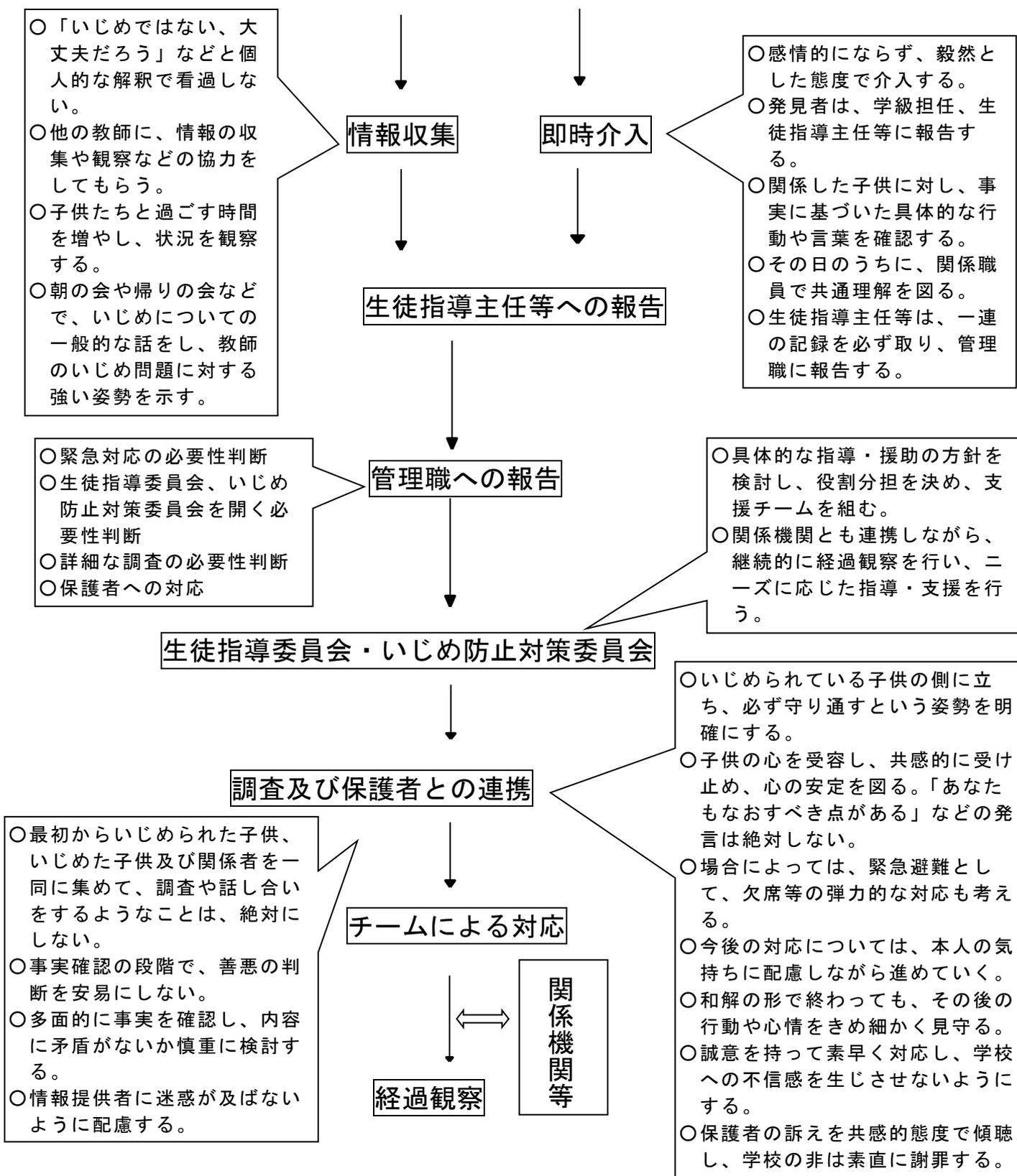
- 1 いじめの事案または疑いのある事案を認知した場合は、生徒指導委員会が中心となり、以下のように対応する。
 - (1) 事案の発見者は、校長や教頭に連絡する。
 - (2) 生徒指導委員会は早急に会議を開き、事案について報告し、事案の解決に向けて協議し、方針及び計画を立てる。
 - (3) 教職員の共通理解と協力を得るために緊急職員会議を開き、報告する。
 - (4) 方針及び計画の下、全職員で対応する。
 - (5) 聴取した情報は、生徒指導主任が取りまとめ、校長及び生徒指導委員に報告・協議し事案の解決に向けて取り組む。

- 2 いじめ被害者への対応は、心痛な心情を全教職員が理解し、次の事項に留意する。
 - (1) 徹底して守り抜く事を本人と保護者に伝える。
 - (2) 今後の対応について、本人と保護者に説明し、不安な点を聴取し、対応策を示す。
 - (3) いじめの認知により、加害者から被害者へ威圧される等の行為がないよう、被害者の持ち物等を含め気に掛ける。

- 3 いじめ事案の解決のためにいじめの加害者や関係児童から聞き取りをする場合は、次の事項に留意する。
 - (1) 聴取については、聴取場所の環境を整え、過度の緊張感や圧迫感を与えないように、できるだけ短時間で行う。
 - (2) 聴取内容の保存(手書き及びまとめた内容の電子データ)を確実に行う。
 - (3) 聞き取りの際には、言葉遣いや態度に十分注意する。また、担任だけで行うことはせず、第3者として教員を入れ、複数で行う。

Ⅶ いじめが起きた（確認した）場合の学校の対応フロー図

いじめの情報入手及び発見 (学級担任等)



報告 連絡 相談 記録

VIII 情報提供

- いじめられたとされる児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことを確認した場合、聴取内容を迅速に保護者に連絡する。事案に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

IX 指導

- 被害児童及び通報者が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、児童の信頼できる人（友人や教職員、家族）または保護者、地域の人、関係機関の人等の協力を得て児童に寄り添う体制をつくり、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、心の教室相談員やスクールカウンセラーにより、心のケアを図る。
- いじめ加害者が被害者児童及び通報者に圧力（物理的・精神的）をかけ、被害があるようであれば、いじめた児童を別室において指導することや状況に応じて出席停止制度を活用することも視野に入れて考えなければならないが、いじめについて加害者が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全・健全な人格の発達や家庭環境に配慮し、懲戒を与える際は慎重に行う。
- いじめた児童への指導に当たっては、計画的に行うことで、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、その指導計画を当該児童及び保護者に周知する。
- 周囲ではやし立てるなど加担していた児童や傍観していた児童、第三者的立場に立っていた児童等全員に、問題の関係者として事実を受け止めさせる。そして、いじめは許されない行為であることを学級や学年・全校集会で話し合い、いじめを根絶しようという態度を集団で育てる。

X 重大事態への対処

重大事態発生時には組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。また、関係者に必要な情報提供をする。

1 重大事態とは

(1) 生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い

- ①児童が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な被害を被った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合等のケースが想定される。

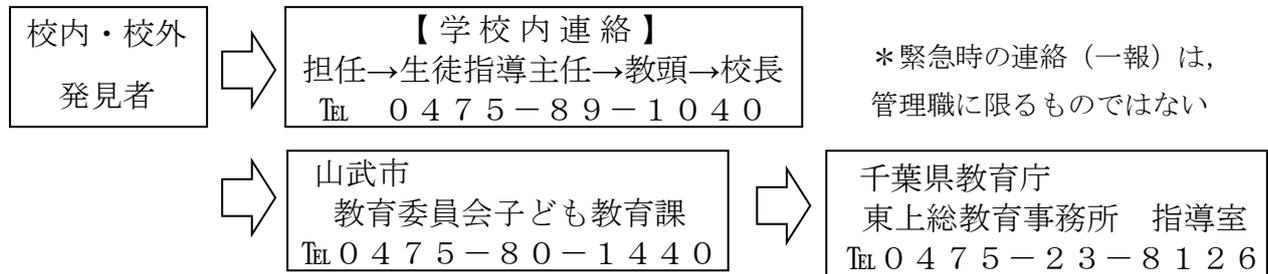
(2) 相当の期間学校を欠席されることを余儀なくされている疑い

- ・年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手する。

*児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

は、その時点で「いじめの結果はない」あるいは「重大事態とは言えない」と学校が考えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査等にあたる。

2 重大な事態が発生した場合の連絡体制



※必要に応じて警察・救急に通報する。緊急時対応 警察 110 救急 119

※いじめの状況により警察との相談 山武警察署 TEL 0475-82-0110

◎一報後、いじめの概要が分かり次第、改めて文書で報告する。

3 組織的な対応

(1) 重大事態が発生した場合、緊急会議を開催し、教育委員会に重大事態の一報を入れ、連携して対応に当たる。また、状況により、福祉の専門家、医師、警察経験者などの外部の参加を求める。

*緊急会議構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、担任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、心の教室相談員、その他いじめ事案に係る教員

(2) 当該組織は、いじめであるかどうかの判断を組織的に判断し、関係のある児童への聴取、指導や支援の体制・指導方針の決定と保護者の連携といった対応を組織的に実施する。

(3) 当該児童の重大事態については情報収集を行うため家庭訪問をし、保護者及び関係者に協力を得て聴取を行う。その際、「いじめは本人にも責任はある」等という考えがあってはならず、言動には留意する。

(4) 関係児童の聴取をアンケートや個別聴取等の手立てを持って行い、得た情報は必要に応じてパソコンでまとめ記録を残し、組織で共有し、解決の手立てとする。その際、いじめの被害児童及び情報提供者を守るために、情報の取扱いには十分留意する。

(5) いじめの状況によっては、警察への通報及び相談等、その他の専門機関と積極的に連携を図る。

(6) マスコミ対応について、校内の役割分担を決め、窓口を一本化し、「事実確認シート」を作成し、慎重に対応する。

(7) マスコミの記者が校外で児童に接触し、児童を不安にさせないためにも、保護者と連携しなければならない。

XI 「いじめ防止基本方針」の公表、点検、評価

- ホームページや学校だより等を通して学校いじめ防止基本方針を保護者に伝える。
- いじめのアンケート等をもとに、いじめに関しての統計や分析を行い、取組や計画についての見直しをする。
- いじめの問題への取組について、年度毎に児童・保護者・教職員で評価をする。
- 当該組織は、いじめ防止への取組がなされているかどうか、P D C Aサイクルで検証し、学校基本方針や計画の見直しを柔軟に行わなければならない。